

## 桐生市告示第 74 号

市有地を一般競争入札（最低入札価格提示）により処分するので地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定により告示します。

令和 7 年 8 月 1 日

桐生市長 荒 木 恵 司

・一般競争入札による市有地販売

販売物件

| No. | 所 在 地                              | 不動産<br>の種類 | 面 積               |                 | 最低入札価格    |
|-----|------------------------------------|------------|-------------------|-----------------|-----------|
|     |                                    |            | m <sup>2</sup>    | 坪               |           |
| 1   | 桐生市新里町奥沢 625 番<br>桐生市新里町奥沢 626 番 2 | 原野<br>宅地   | 1232.00<br>255.21 | 372.68<br>77.20 | 245,000 円 |

### 1 入札参加申込の資格

個人、法人を問わず入札に参加できます。ただし、次のいずれかに該当する方は入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げる者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる者若しくは（2）に掲げる者から委託を受けた者又はそれらに掲げる者の団体
- (4) 地方自治法第 238 条の 3 第 1 項に規定される公有財産に関する事務に従事する桐生市職員
- (5) 市税の滞納がある方

### 2 売払いの条件

引渡しの日から、次に該当する行為をすることはできません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業への使用

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団その他の反社会的団体及びその構成員が活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用

### 3 申込みの受付

#### (1) 受付期間

令和 7 年 8 月 18 日（月）から令和 7 年 8 月 29 日（金）までの期間中  
（ただし、土・日・祝日を除く）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

#### (2) 受付場所

桐生市新里支所 市民生活課 庶務・税務係（桐生市新里町武井 693 番地 1）

**\* 郵送による申込みはできません。直接ご持参ください。**

### 4 申込みに必要な書類

#### (1) 個人で入札に参加する場合

- ① 市有地購入申込書
- ② 誓約書
- ③ 住民票抄本                   （共有の方は全員）
- ④ 市税完納証明書           （共有の方は全員）

#### (2) 法人で入札に参加する場合

- ① 市有地購入申込書
- ② 誓約書
- ③ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- ④ 市税完納証明書

### 5 申込注意事項

- (1) **すべての物件について現状引渡しとなります。申込みに際しては現地、法令に基づく制限等をよく確認のうえ、お申し込みください。**
- (2) **物件内の構築物・樹木等も、現状のまま引渡しとなりますので、不要な場合、撤去費用等は買受人の負担となりますので、ご注意ください。**
- (3) 地盤調査、地質調査等はしておりません。必要な場合は買受人が所有権移転後行ってください。また、調査の結果、土壌汚染・地下埋設・地盤沈下等認められた場合、買受人が処理してください。

## 6 落札者等の決定方法

下記のとおり入札を行い、落札者を決定します。

### (1) 入札の日時・場所

日 時 令和7年9月10日（水）午前10時

場 所 桐生市新里総合センター3階 第1会議室

(2) 入札当日は、次の物が必要になりますので、ご持参ください。

#### ① 入札保証金 （最低入札価格の5%、千円未満切り上げ）

| 物件番号 | 入札保証金   |
|------|---------|
| 1    | 13,000円 |

入札保証金は、現金又は小切手（群馬中央手形交換参加地域を支払地とする銀行、信用金庫若しくはゆうちょ銀行振出の預金小切手に限る）

#### ② 印鑑・代理人の場合は委任状

個人が入札する場合は本人の印（認印可）

法人の代表者が入札する場合は代表者印

なお、代理人が入札する場合は、**委任状及び代理人の印**

(3) 入札は、落札者のほか次点落札者をあわせて決定します。落札者が当選資格を辞退したときは、次点落札者が落札者に繰り上がります。辞退した落札者の入札保証金は違約金としていただき、返還いたしません。なお、落札者及び次点落札者は、その権利を譲渡することはできません。

## 7 契約の締結代金の支払い

(1) 物件の落札者には、契約に必要な書類を交付し、契約手続きの説明を行います。

契約の締結は、令和7年9月19日（金）までに行ってください。期限までに契約を締結されない場合、当選は無効となり入札保証金は違約金としていただき、返還いたしません。

(2) 契約締結後、60日以内に所定の納付書により売買代金全額を納付していただきます。なお、入札保証金は売買代金に充当することとします。売買代金全額を期限までにお支払いいただけない場合は、契約は無効となり入札保証金は違約金としていただき、返還いたしません。

(3) 次点落札者が繰り上げにより落札者となった場合は、別途連絡いたします。

## 8 所有権の移転、登記

(1) 売買代金の支払いが行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引

き渡したものとします。

- (2) 土地の所有権移転登記は、物件の引渡し後、市が行います。
- (3) 申込書に記載された名義で、登記を行います。
- (4) 売買契約書に必要な**収入印紙**及び所有権の移転登記に必要な**登録免許税**は、**落札者の負担**になります。